

大館市・田代町任意合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・田代町任意合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、任意協議会の事務局(以下「事務局」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 任意協議会の会議に関する事項
- (2) 任意協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 任意協議会の庶務に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任意協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

2 事務局の職員(以下「職員」という。)は、任意協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

3 事務局の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、上司の命を受け、職員を指揮監督するとともに、局長を補佐し、局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

(会長の決裁事項)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 任意協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 任意協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 任意協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局長が特に重要と認める事項

(専決事項)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 任意協議会の幹事会、専門部会及び分科会の調整に関すること。
- (2) 1市1町の連絡調整に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 各種資料等の作成に関すること。
- (5) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (6) 物品及び現金の出納に関すること。

- (7) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長の決裁事項以外の事項に関する事。

(代決)

第7条 会長が不在のときは、あらかじめ任意協議会の副会長(以下「副会長」という。)のうちから会長が指名する者がその事項を代決する。

2 前項の場合において、副会長が不在のときは、局長がその事項を代決する。

3 局長が不在のときは、次長がその事項を代決する。

(文書)

第8条 事務局における文書の取り扱いについては、会長の属する市又は町の例による。

(公印)

第9条 公印の種類、様式、印材、書体、寸法、用途、管守責任者及び個数は、別表第2のとおりとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件は、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第11条 職員の給与は、当該職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費は、会長の属する市又は町の例により、任意協議会の予算から支給する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会事務局規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

担 当 名	分 掌 事 務
総 務 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続に関すること。 3 任意協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の作成に関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 新市の名称に関すること。 11 新市の事務所の位置に関すること。 12 その他他の担当に属さないこと。
計 画 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調 整 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務事業の一元化に関すること。 2 合併協定項目（総務担当が分掌するものを除く。）の調整に関すること。 3 新市の例規に関すること。

別表第 2 (第 9 条関係)

公印の種類	様 式	印材	書 体	寸 法	用 途	管守責任者	個数
会 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大館市・田代町 任意合併協議会 会 長 之 印 </div>	つげ	てん書	方 2 1 ミリ メートル	一般文書用	局長	1
局 長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 大館市・田代町 任意合併協議会 事務局 長 之 印 </div>	つげ	てん書	方 2 1 ミリ メートル	一般文書用	局長	1